

令和3年度 第1回 海津市空家等対策協議会 会議録

開催日時	令和3年10月13日(水) 午前 10時00分開会 午前 11時20分閉会
開催場所	海津市役所 東館 4階 災害対策本部室
出席者	委員 横川真澄(会長)、若山春夫、近藤喜登、安藤美智代、 安田忠敬、西脇宣雄 アドバイザー 棚橋幸夫、溝口智久、木村謙二、石原敏彦 事務局 住宅都市計画課 課長 川瀬 浩、課長補佐 小粥政人、 課長補佐 大倉弘道、田中 毅
要旨 (議事録)	
事務局	お待たせ致しました。 皆様、改めまして、おはようございます。 本日は、お忙しい折、ご出席頂きましてありがとうございます。 定刻より少し早いですが、皆様おそろいになりましたので、只今から「令和3年度 第1回海津市空家等対策協議会」を開催させていただきます。 はじめに、本協議会の会長であります、横川海津市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	本日は海津市空家等対策協議会に開催させていただいたところ多数の参加をいただき誠にありがとうございます。 空き家についてはご存じのとおり・人口減少や高齢化、相続問題等により放置されている空家が全国的に増えてきております。この状況を踏まえ空き家対策における市町村の位置づけをきちんと定めた空き家対策推進にかかる特別措置法が平成27年に施行されました。これを受けて本市におきましても本協議会を立ち上げ『海津市空家等対策計画』を策定し、その実現に向けた取り組みを実施するということでございます。そのような状況の中、市内では9月5日に南濃町安江地内で 空家火災が発生し、母屋が全焼するといったことや、今月に入っては、海津市内の空家に侵入し、金品を窃盗した疑いで2人が逮捕されるというような空家に関する事件・事故が相次いで発生しています。 空き家は個人の資産であり、相続や所有者不明の場合など、非常に難題で調査にも時間がかかり職員だけではなかなか解決の糸口が見つからないこともあります。委員並びにアドバイザーの皆様には任期2年間、空き家の諸課題の解決に向けてそれぞれのご立場から、ご指導・ご意見を頂戴したいところです。議論だけに

事務局	<p>とどまることなく、具体的な空き家対策・施策の実現につなげることができるよう活発な意見交換をお願い申し上げ、私からの冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に委嘱状の交付につきまして、本来であれば市長より委員の皆様へ委嘱状を交付するのが本来ではございますが、新型コロナウイルスの感染対策を踏まえまして、委嘱状の方は机上に置かせていただきましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。またアドバイザーの方への委嘱状につきましても同様に机上に置かせていただいております。</p> <p><委員、アドバイザーの新任、再任の方もあり、全員自己紹介していただく。海津警察署の地域課長の和田様は公務により代理で地域係長の渡辺様が出席。></p> <p>これより議題に入りますが、当協議会の名簿と会議録につきまして、ホームページにて、公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、本日の会議は1時間程を予定しておりますので、ご協力頂きますよう併せてお願いします</p> <p>それでは、委員過半数の出席を得ておりますので海津市空家等対策協議会設置条例、第5条第3項の規定により会議を開催します。なお、会議につきましては第5条第1項の規定により議長を横川市長にお願いいたします。それでは横川市長よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆様方の協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますのでご協力お願いします。</p> <p>その前にホームページでの議事録の公開っていうのは要点、全文でしょうか？発言者は明記されますか？</p>
事務局	<p>全文での会議録で、発言者の個人名は委員で表記され出ません。</p>
議長	<p>名前等は委員で表記され発言者が特定されないということですね。皆さん、安心して発言していただけたらと思います。</p> <p>では、議題に入る前に、会議録署名につきまして、2名の方をお願いをします。私のほうからご指名させていただきますのでよろしいでしょうか</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議 長	<p>近藤委員、西脇委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議 長	<p>お世話になりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題1に入ります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題(1)空き家等の現状棟数について、お手元に配布しました資料を中心に進めさせていただきます。空家数の昨年度からの推移ですが、1ページになります。昨年度3月に開催された協議会において資料中の2月末で空家棟数494棟で報告させていただいております。ここから9月末までに新規の空き家として8棟が確認され、7棟が除却・解体され更地になっていたもの、入居が確認できたものが7棟ございまして、差し引き6棟の減少ということになりました。海津市における令和3年9月末で海津地区125件、平田地区93件、南濃地区270件、併せて488件確認されておりますことを報告します。</p> <p>4～9月の苦情対応事例等の報告について、2ページをご覧ください。令和3年4月から10月5日までの苦情や相談を一覧にしたものでございます。些細なものもありすべてを記録しているわけではありませんが、上半期で33件を記録しています。</p> <p>内訳としては海津地区9件、平田地区9件、南濃地区15件でした。空家数に比例して苦情件数も多いという状況です。相談者としては自治会長、隣家等が中心です。相談内容の主なものとしては草木の繁茂20件、瓦の落下、トタン屋根の飛散等建物に関するものが5件、空家敷地内からの植栽や草木の繁茂により自分の土地に越境しているといった苦情が時期的に多いと感じます。草木の繁茂の苦情については適正管理の文書と併せてシルバー人材センターを紹介したチラシを同封し管理を促しています。</p> <p>先月シルバー人材センターに実績を聞き取りをしたところ、空家の定期的な年間管理契約が30件ほど、単発での除草・伐採依頼が年間60件程度の依頼を受けているそうです。年々受注は増加傾向であり、昨日、空家所有者が敷地内の除草・伐採で問い合わせたところ、年内実施は困難との回答されたということで、ニーズに追いついていない状況が感じられました。</p> <p>3、4ページになりますが空き家関係の苦情で、実施前、実施後の事例をあげさせていただきます</p> <p>3ページの●●●地内のNO.4と●●●地内がNo.5になります。匿名の電話で「瓦が落下しそう」という連絡を受け、所有者を確認後、話を伺ったところ「ちかじか解体する」という回答を受け3ヶ月後の8月に更地になっているのを確認した事例です。</p>

	<p>●●●につきましては、つる草に覆われているのが空き家の物件です。所有者の方に適正管理のお願い文書を発送しました。8月に巡回したところ、更地になっているのを確認した事例です。続きまして4ページになりますが、●●●地内ですが先ほど市長の話にもありましたが、先月の火災の物件です。もともと空き家としては把握していた物件ではありません。今後の管理等が心配されます。続きまして、●●●地内の物件です。8月の長雨の後、隣家より「怖い、危険ではないか」といった連絡を受け「張り紙と窓ガラスの飛散防止のテープを張りました。</p> <p>海津町馬目地内の物件ですが、昨年度より草木の繁茂があり、地域より苦情が挙がっておりましたが、今年に入って解体・更地となり、現在戸建て住宅の建設中になっているのを確認した事例です。ページ右側ですが特定空家候補として把握していた物件です。瓦と壁もいつ崩れてもおかしくないような状況でしたが、9月に入り解体・更地になっているのを確認した物件です。</p>
議 長	<p>議題1について報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
アドバイザー 1	<p>冒頭より会長からお話がありましたが、空き家に対する侵入盗が今年に入って増加しております。新聞にも掲載がありましたが、一部の犯人が逮捕されていますが、引き続き警戒が必要です。空き家ということで発生がすぐわからない。たまたま家の管理のため戻ったら荒らされているという通報がありますので、なかなか対応が難しいというのが実情です。空き家であっても家の中のものがそのまま置いてあるということで、泥棒からしたら金目のものがそのまま置いてある。家人がいないのでゆっくり物色できるというようなこともあるようです。そこで防犯的な面としまして、なるべく物は置いていかないとか、雨戸・戸締りをしっかりとするという事は空き家対策の一つとして必要だと思います。</p>
議 長	<p>次に進ませてもらいたいとは思いますが、またその際にでもご発言お願いしたいと思います。</p> <p>続きまして議題2について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題2「特定空き家等について」ですが、資料2 6ページをご覧ください。市内特定空家(候補)の現状数について説明させていただきます。</p> <p>先に報告しました空家棟数のうち 特定空家、特定空家候補として現在9棟、昨年2棟、今年になって1棟の除却が確認できまして、現在特定空家1棟 特定空家候補9棟で定期的なパトロール巡回をしながら必要に応じてコーンバーの設置など、当課において家屋に危険であることを周知する張り紙や、バリケードを設置するなど注意喚起、安全確保への対応を行っています。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>7ページは特定空家候補の一覧となっております。8ページになりますが、特定空家1(南濃274)につきまして説明させていただきます。</p> <p>平成28年10月に通行者より連絡があり所有者へ文書発送を行い、平成29年10月にも通行者より連絡があり所有者あてに適正管理の文書発送を行いました。しかし所有者から連絡、反応がありません。平成30年1月には外観上危険と判断し屋根トタンの除去。平成30年4月にアンテナの除去を応急処置対応しております。</p> <p>該当物件は外観はほぼ同じで現時点で倒壊するというおそれがあるわけではないと思われませんが、強風・雨風により痛みが進行しており、国道沿いということもあり今後被害が想定されておりますので特定空家に認定しております。</p> <p>また建物の除却補助の申請を8月に提出されました。これを受けまして補助金の交付決定を行っております。</p> <p>補助上限30万円の内訳ですが、国費15万円、県費1/4、7.5万円、市費1/4 7.5万円となっております。今年度中には解体される予定です。</p> <p>続きまして、9・10ページになります。</p> <p>9月に隣家の方より屋根の部材が落下しているということで通報がありまして、現場を確認したところ屋根のケラバの梁40～50cmの部材が落下しており、緊急的に対応ということで、ケラバ部分を撤去しております。</p> <p>これを受けて所有者の兄にあたる方を訪問し、現状の説明を行い早急に対応いただきたいとお話しをさせてしたところ、高齢ということもあってなかなか費用の捻出が難しいという回答でした。ただ、このような状態であるということは十分把握していて「申し訳ない」とは言っていたが解体までは至らないのが現状です。随時、費用負担の行っていただける範囲内での対応を行っていきたいと考えております。</p> <p>議題2についての説明は以上となります</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問・ご発言がありましたらお願いします。</p> <p>それでは先に進ませていただきます</p> <p>議題3「空家バンクの状況について」ご報告申し上げます。</p> <p>海津市内の空家バンク登録状況についてはこれまでに7件の登録があり、成約3件 取り下げ2件 令和3年9月末現在で2件掲載されております。</p> <p>物件1と物件6については 同じ物件で成約件数にはカウントされています。</p> <p>物件7については先月(9月)所有者より登録の取り下げの申し出がありました。取り下げの理由としては、民間の事業を利用して空き家の処分の目途がついたとのこと。このカチダスの事業内容は中古住宅再生事業ということで、空家の所有</p>
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>者から空き家を買取り、自社がリフォームを行い付加価値をつけて販売されている。近年業績も上がっているようです。</p> <p>登録状況については3年度上半期で空家バンク登録相談件数は3件ほどありましたが、家屋の登記がされていなかったり、空家バンク登録には至っておりません。空き家相談の際には空家バンク登録を空き家の利活用としての選択肢として紹介しております。</p> <p>また固定資産税の納付時期に併せて程度の良い空き家をピックアップしてチラシを同封し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、14ページになります。これまでに空家バンクの利用登録されたのは21名で、利用登録の取消が1名あり、現在20名が登録されています。利用登録者の平均年齢は49歳であるが、50歳より上の世代が11名<55%>であり、近隣の愛知県の登録が目立っています。若い世代(子育て世代)の移住や定住希望者が程度の良い物件登録があれば利用登録が増える傾向である。</p> <p>市内在住で借家やアパートに住まわれている方も登録もあります。空家バンク登録物件が色々あると、登録者数も増える傾向であるため空家バンク登録物件を増やす取り組みとして、当課で作成しましたチラシを空き家のうち築年数が比較的新しい物件をピックアップし、空家バンク登録の利用の啓発チラシを作成し送付を行っていくことを考えております。</p> <p>議題3についての説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明で質問等はございますか。</p>
委員1	<p>空き家の総数に対して空家バンクの登録は非常に少ないと感じるが、海津市として条例で空き家になったら空家バンクに登録するといったことはできないでしょうか？それに売却の値段が高いものは駄目だと思いますが、空家バンクの登録を義務付けるようなことはできないでしょうか？空家バンク登録促進の取組だけでは弱いのでは？</p>
事務局	<p>空き家に状況については様々で、程度のいい空き家からボロボロの空家までありますので、担当課としては、空家バンク登録を増やす取組として、建築年数の浅いものを50件ほどピックアップしまして、所有者向けにダイレクトメールを送付し空家バンク登録を促す文書を今年度中に送付する予定です。</p>
委員1	<p>でも促すだけではちょっと効果があるか疑問です。</p>
議長	<p>そもそも空家バンクの説明を申し上げたほうが良いのでは？</p>

事務局	<p>空家バンク制度は、空き家の所有者と空き家を買いたい、借りたいという希望者とのマッチングを促進するという制度です。</p> <p>ただなかなか建物の値段だとか、契約に関してはこちらがタッチできない部分もあったり、登録には所有権登記が必須でありますので、未登記物件についてはバンク登録のお断りしているのが状況です。</p> <p>ただそういった空き家についてどうしようといった相談がこちらにはよくあります。先代の方の所有権のまま、所有権登記を完了してから空き家バンク登録が可能になると伝えると、移転登記には時間もかかるし費用もかかるといったところで登録に至っていないのが現状です。</p>
議長	<p>その辺をしっかりと改善をしなければならない部分でもある。所有権がしっかりしているといったものしか登録ができないということで現在登録が7件しかない。これは十分活用されているとはいえないので空家バンク登録個数を登録できるような仕組みに変えていくということは必要ではないかと思う。</p> <p>全部を登録義務付けというのは難しいかもしれないがそれを広げていくという姿勢は市としては大切ではないか。受け入れるということができれば、マッチングを促していくことにもつながっていくことにはなるので積極的に取り組んでいくことが大切です。</p>
委員1	<p>空家バンクが登録がしにくいというところに対してこんなチラシでは効果がないのではないかと。所有権が次にわたるような仕組みをもっと早く知らしめるようなことをしないと・・・。こんなもの配っても効果ないよ。</p>
アドバイザー 2	<p>空き家というのは先ほど警察の方からもお話しがあったように、防犯面ですとか火災等の発生や草木が生い茂ってというのが当然ありますので、そういった苦情等が過去からあり、対応するため30年度に空家対策計画を策定しました。まず海津市に現状空き家というのはいくつあるのかと確認するというので、当時700いくつという空き家数を「ゼンリン」より提供を受け、それを基にコンサルに調査委託して1件ずつ確認し空き家にはみえるが実際住んでいた、すでに更地になっていた、水道・電気の契約状況を調査し、確定したのが488件です。対策協議会にて幾度なく話をさせていただいておりますが、あくまで「これ以上空家を増やさない」ということを第一原則としましてその中で、一番危ない特定空家、予備軍が11あるわけですが、特にその空き家の指導をし、今年度、除却補助制度を創設しまして国道沿いの特定空家が間もなく解消されます。</p> <p>まずはこれ以上増やさない5年前の488棟、偶然にも現在と同じ数字ですが、この中には100件ほどの新規の空き家もあり、その中で当時対策計画を策定した700いくつを488に絞った後から出てきた空き家というのは比較的新しい</p>

	<p>空き家であるともいえます。先ほど事務局からも説明がありましたが、税務課と協力して昭和56年以降の空家としては状態のいいものに対してはダイレクトメールで県の資料やこちらに連絡をもらう、そこから空家バンク登録をしてもらうという仕組みを考えています。まずは予備軍になっております9件を含め、自治会長や地域の方から苦情というのがありますが、それでも個人の財産でもあるので、取り壊しなど勝手にはできません。これを条例に基づいて例えば台風シーズンになると職員が皆で危険個所に対応しております。当然、所有者に事前連絡をした後にですが、連絡が取れない場合でも条例がありますので危険を回避する対応を行っています。</p> <p>したがってまして登録件数480の中には非常に出入りがあるということをご参考までにお話しさせていただきます。</p>
議長	<p>空き家自体の管理とともに、移住定住の受け皿にもなりえるような空家バンク制度を市として大切な取り組みだと思っておりますので進めてもらいたい。また委員ご指摘の通り登録件数を増やす取り組みを進めていただきたい。</p>
委員2	<p>民生委員の立場からですが、一人暮らしの高齢者からの苦情をよく聞きます。敷地内の樹木が私有地に侵入したり、特に夏場に蚊の発生やハチの巣の発生源になっている。高齢女性ではなかなか対応できない。黙って敷地内に立ち入るわけにもいかず・・・、1件は市のほうからお願いしてもらって草木の除去をして解決しました。</p> <p>各地区にある地区社協の団体があってその中で除草作業を行っての方もある。大きいものについては市からお願いしてもらって進めてもらいたい。野寺地区の家屋については、以前から一向に変わっていないように見えますが、持ち主の方はわかっていますか？</p>
事務局	<p>持ち主の方は把握しております。</p>
委員2	<p>取り壊すというような話はならないですか？</p>
事務局	<p>お会いしたときに、解体するような話もしておりますが、なかなか具体的な費用をこちらから見積書を提示してこれぐらいかかりますとすればよいかもしれないが、そこまで至っていない。所有者の兄の方と話をしておりますが、高齢者でありなかなか費用の捻出が難しいと伺っております。</p>
委員2	<p>今の状態で毎年空き家対策協議会に上がってきているので心配です。通学路でもありますので瓦でも当たってけがをしたらだれが責任を持つのかという話にも</p>

<p>アドバイザー 2</p>	<p>なりますし。だいぶん前になりますが、空き家に浮浪者が中に入って、火事になったこともあり、中に入れなような対策も必要かと思います。</p> <p>毎回同じ話をさせてもらうことになりますが、野寺の案件については所有者は把握しており、本人は施設に入所しております。そのお兄さんが近隣に住んでおりますので、その方と接触をしております。毎週パトロールをしており、落下防止の緑のネットはお兄さんのほうから材料費を負担してもらい、取付設置したのは職員です。落下の恐れのある瓦を落とし実施し、三角コーンとコーンバーで立ち入りを制限したり、注意喚起の貼り紙を設置しています。今回は長雨の関係で屋根部材が腐食により落下の恐れがあると判断し対応しました。条例で立ち入れるのは、危険を及ぼすときに限定されますので、その時の対応を本人に話をしておりますが、経済的理由でなかなか実施にはいたっておりません。家の取り壊しは原則所有者です。危険の判断は点数方式により「特定空家」と判定、それが国道沿いの空き家になりまして、行政指導の段階ですが次の段階に入ると条例に従ってある一定の期間で勧告を行い最後は代執行になります。この場合この費用が払ってもらえるかという全国的にも払ってもらえない状況ですので、そうならないように時間はかかりますが粘り強く指導により取り組んでいる状況です。</p> <p>その成果があり、今回特定空家の方が除却の補助申請をしていただきました。なお市としてはお願いする立場であります。パトロールを建設課と住宅都市計画課と毎週金曜日にパトロールを実施しております。●●●については所有者は遠方の方で対応ができないので飛散防止のテープを張ったり注意喚起の貼り紙をし、現況写真を添付して本人へ送って何とかしていただけないかという文書を発送しています。</p> <p>電気がもし通電しており、漏電が原因で火事になるとかそういう現場も見てきているので注意して行っています。</p> <p>そういった中で指導していく、決して困ってほったらかしということではなく、パトロールで毎週金曜日確認しています。写真を撮って変化がないか、傾きがないか、チェックしており、壊していただくよう継続的にお願いしていくことをご理解願いたいと思います。</p>
<p>委員 2</p>	<p>あと一点、草の名前はわからないが草が大変茂っているところがあり、老人クラブの役で公園の清掃を行う中で会員から電柱にも巻き付いており危険だという話がありました。個人的なことなので市からお願いしていただけないか。</p>
<p>アドバイザー 2</p>	<p>これは空き家ということであれば私ども調べさせていただいて、現地も確認して危険ということであれば対応はさせていただきます。</p>

委員 2	<p>通学路にはなっているが直接子供たちが通るほうではなく、建物はしっかりしているようではあるがつる草が。</p>
議 長	<p>そのほか全体を通じまして何かご意見はありませんか。</p>
委員 3	<p>空き家バンクに表記してある金額は建物だけの金額でしょうか。</p>
事務局	<p>建物と土地と合わせた金額です。宅建協会との協定の中で査定をしていただいた金額が所有者の方と協議した金額で揚げられております NO. 6につきましては雨漏りが何箇所かあります。修繕に百万単位のかかると見込み、その部分を差し引いた金額だと思います。</p>
委員 3	<p>この売却額の提示は所有者の方の意向ということですね。 私の建築の建築、昭和56年以前のもものもあるが56年以降のもものもこれだけ安いと何かあるのかと思ったところです。 市内に空き家488件あるが、これの建設年度は把握できていますか？</p>
事務局	<p>空家調査時に税情報を通じて建築年度も拾っておりますので把握しております。</p>
委員 3	<p>空き家バンクを登録していただく中で、建築年度が耐震補強の必要性がないということも表記していただくとよいと思います。</p>
委員 1	<p>空き家バンクもどうにもならない空き家についてはあげますというぐらいの気持ちじゃないと活用はできないですよ。</p>
事務局	<p>昨年も2回ほど空家対策協議会を開催した中で〇〇委員からは宣伝が弱い、〇〇委員からは金額が高いと空家バンクでは活用されないではというご指摘をいただきました。先ほど課長補佐より説明がありました通り建築年の新しいものについてはダイレクトメールを送らせていただいて、市のホームページで空家バンクに掲載してもなかなか活用していただけないので所有者本人へ直にアプローチして登録を促す手法をとらせていただく。〇〇委員がご指摘いただいたとおり金額が高いと問い合わせも無くなってしまいます。●●の物件は非常に問い合わせが多くありました。逆に●●の物件は問い合わせはゼロでした。これはやはり金額が高いと相談を受けた時に安いほうがいいですよとはお願いをしてはいるが、所有者と希望者のマッチングなので所有者の意向とタダにしたほうがいいとかいうのは難しい条例で何とかならないかというのも難しい。所有者の意向と利用者</p>

	<p>の意向をマッチングする事業なので全部を登録するというのは難しい。空き家バンクに登録するときに西濃の宅建協会の方に同行いただいて近隣の相場を踏まえて査定していただくわけですが、インフラ設備に修繕が必要であったりすると金額は下がってはくるが、タダでいいですといわれる方はいないのが現状であります。徐々に下げていくような運用をしています。現行このような運用方法で運用しておりますのでこの場でご報告させていただきます。</p>
<p>委員 4</p>	<p>海津地区は登記していない建物が多いです。流通に出したところで登記していないと売ることができないのでその辺からアプローチしていただくといいかもしれない。空き家バンクを見ていると比較的程度がいい。私が相談を受けるのはもっと古くて昔からの母屋があつて離れがあつて木も繁茂している。解体するにもとんでもない金額がかかるのでこの費用が出せないのも何もできない、放置するしかないというところが何件もあります。不動産屋さんにも相談に行っても今の状態を更地にしてもらわないと流通に出せないといわれ、解体するのに数百万、下手したら1千万近くかかるという状況ではそこを解決しないと空き家というのは減らない、そこに対応するうまい施策ができればという思いはあります。</p>
<p>委員 1</p>	<p>そういうことなので、壊すのもできんお金がないので壊せない、持っていてもどうしようもない、そういうものはタダであげますという話も今後はしていったほうがいいということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>今までの空き家バンクの枠組みではなく、新たな枠組みというものが出来上がると少しずつ解決に向かっていくのかもしれない。</p>
<p>アドバイザー 3</p>	<p>法務局より参りましたので、〇〇先生からも登記の話が出ましたが法務局としても昨年の会議の席でも申し上げさせていただきましたが、所有者の名前が現在の所有者の名前になっていないとか、住所を探索したいけど個人情報で追えないという苦情等がありまして、現在法律の流れで行政情報を活用して、現在の登記記録にかかっている住所を職権で登録できないかという方向性で動いております。市町村と協力して広報等で未来につなげる相続登記ということで力を入れて相続推進ということで所有者不明土地を解消するよう法務局も積極的に取り組んでいるところです。随時法務局としての社会的使命を果たしていきたいと考えておりますのでお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。予定しておりました議題につきましてはこれで終了とさせていただきます。それでは事務局に進行をお返しいたします。</p>

事務局	<p>その他としまして事務局から報告させていただきます。資料の最後のページになりますが、海津市空家等対策協議会と空き家政策との関連、県や各機関との連携を図示したものになります。岐阜県の空き家対策協議会が9月3日にウェブ会議ですが開催されました。国の空き家指針が本年6月30日付で改正されたことを踏まえて、県の対応指針ですとかマニュアル等の見直しを行っている最中でございます。海津市におきましても8月議会で議員から空き家対策を一般質問でされたりですとか、様々な方面から注視されている事柄でもありますので今後岐阜県の指針等が示されましたら併せて「海津市空家等対策計画」にも反映し、見直しながら空き家対策を進めていきたいと思っております。また今年度から実施しております特定空家等への除却補助金ですが、来年度につきましても同額の要望を県には要望させていただいております。また今後、国・県の補助金の採択を頂けるということになりましたら、関係機関の助言等を得ながら、先の話にありました●●地区の空き家について除却補助金の活用をしながら解体の話を進めたいと考えております。</p> <p>また次回の協議会につきましては、下期の2月ごろに開催させていただく予定ですので開催期日が決まりましたら速やかにご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして令和3年度 第1回海津市空家等対策協議会を終了させていただきます。</p> <p>本日は貴重なご意見ありがとうございました。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------